

平成26年第1回墨田区議会定例会提出予定案件

〈予算〉

- 1 平成25年度墨田区一般会計補正予算
- 2 平成25年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 3 平成25年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 4 平成25年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算
- 5 平成26年度墨田区一般会計予算
- 6 平成26年度墨田区国民健康保険特別会計予算
- 7 平成26年度墨田区介護保険特別会計予算
- 8 平成26年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算

〈条例〉

- 1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 墨田区水と緑のまちづくり基金条例
- 10 墨田区コミュニティ会館条例の一部を改正する条例
- 11 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 12 墨田区北斎基金条例
- 13 墨田区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
- 14 墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例
- 15 墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例
- 16 墨田区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

〈契約〉

- 1 八広保育園改築工事請負契約の一部変更について

〈その他〉

- 1 墨田区営住宅の使用料等に係る債権の放棄について
- 2 損害賠償の額の決定について
- 3 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

〈報告〉

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した平成25年度墨田区一般会計補正予算の報告及び承認について

平成26年第1回墨田区議会定例会提出予定案件概要

〈条例〉

- 1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
 - (1) 改正理由及び内容
平成25年7月に両国観光まちづくりグランドデザインを策定したことに伴い、両国観光まちづくりグランドデザイン策定検討委員会を廃止する。
 - (2) 施行期日等
公布の日

- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
 - (1) 改正理由及び内容
葉事法の一部改正（25.12.13 公布、26.6.12 一部施行）により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。
 - (2) 施行期日等
本年6月12日

- 3 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - (1) 改正理由及び内容
諸般の情勢に鑑み、行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の旅費のうち、支度料を廃止する。
 - (2) 施行期日等
本年4月1日

- 4 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
 - (1) 改正理由及び内容
諸般の情勢に鑑み、区長等の旅費のうち、支度料の廃止等を行う。
 - (2) 施行期日等
本年4月1日

- 5 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
 - (1) 改正理由及び内容
諸般の情勢に鑑み、教育長の旅費のうち、支度料を廃止する。
 - (2) 施行期日等
本年4月1日

6 墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

業務の民間委託の推進、事務事業の見直し等により職員の減員が可能となるため、職員の定数を次のように改める。

区長等の事務部局の職員 1, 894人 → 1, 874人 (△20人)

(2) 施行期日等

本年4月1日

7 墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方公務員法の一部改正(25.11.22公布、施行日未定※)に伴い、人事行政の運営の状況に係る報告事項に休業に関する事項を加える。

※ 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 施行期日等

公布の日

8 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、支度料及び旅行手当を廃止するとともに、鉄道賃等について実費額により支給することを明確化する。

(2) 施行期日等

本年4月1日

9 墨田区水と緑のまちづくり基金条例

(1) 制定理由

倉持福子氏から遺贈された財産を水と緑を生かしたまちづくりに関する事業に係る資金に充てるため、基金を設置する。

(2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

10 墨田区コミュニティ会館条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

横川コミュニティ会館の管理を指定管理者に行わせることとすることに伴い、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項について定める。

(2) 施行期日等

平成27年4月1日

※ 指定管理者の指定手續等の準備行為は、施行日前においても行うこと

ができることとする。

11 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

横川コミュニティ会館の管理を指定管理者に行わせることとすることに伴い、横川集会所の利用料金の上限額を定めるほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

平成27年4月1日

12 墨田区北斎基金条例

(1) 制定理由

すみだ北斎美術館の施設の整備及び運営に必要な資金に充てるため、基金を設置する。

(2) 内容、施行期日等

別紙2のとおり

13 墨田区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 地方青少年問題協議会法の一部改正に伴う改正

地方青少年問題協議会法の一部改正（25.6.14 公布、26.4.1 施行）により、地方青少年問題協議会の委員の資格要件等について区の条例で定めることとされることに伴い、墨田区青少年問題協議会の会長及び委員に係る資格要件等を定める。

イ 専門委員会の設置

墨田区青少年問題協議会に、青少年の非行防止対策に関する専門的調査等を実施する専門委員会を設置することができることとする。

(2) 施行期日等

本年4月1日

14 墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

高齢者個室借上げ住宅の使用予定者の決定方法について、次のように改める。

現 行	改 正 案
抽せんにより使用予定者（補欠を含む。）を決定する。	① 抽せんにより使用予定候補者（使用予定者数の約2倍の人数）を選定する。 ② 使用予定候補者の住宅に係る困窮の程度を数値化する。 ③ ②の数値の高い者から優先して使用予定者を決定する。

- (2) 施行期日等
本年4月1日

15 墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

次の公衆便所を公の施設として新設する。

[名 称] 立花五丁目公衆トイレ

[位 置] 墨田区立花五丁目50番19号

[建築面積] 10.29㎡

- (2) 施行期日等
本年4月1日

16 墨田区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正(25.6.14公布、26.4.1施行)により、公害健康被害認定審査会の委員の定数について区の条例で定めることとされることに伴い、墨田区公害健康被害認定審査会の委員の定数を定める。

- (2) 施行期日等
本年4月1日

〈契約〉

1 八広保育園改築工事請負契約の一部変更について

(1) 変更理由

八広保育園の改築工事の施行に当たり、敷地から地中障害物が発見され、その撤去に期間を要したことにより着工が遅れたため、工期を延長する。

(2) 変更内容

工 期	変更前	契約締結の日の翌日から平成26年3月14日まで
	変更後	契約締結の日の翌日から平成26年4月21日まで

〈その他〉

1 墨田区営住宅の使用料等に係る債権の放棄について

- (1) 債 権 の 内 容 墨田区営住宅の使用料及び共益費、不正占有に係る損害賠償金、建物明渡等請求に係る訴訟費用並びに強制執行費用

- (2) 債 務 者 ●● ●● 相続財産法人

(3) 放棄する債権の額 460万568円

(4) 放棄の理由 当事者の死亡等により、回収が困難であるため

2 損害賠償の額の決定について

本所地域プラザの新設に係る工事の施行により、隣接するブロック塀に傾きが生じ損害を与えたことについて、当該ブロック塀の所有者から賠償の請求があったので、当該損害に係る賠償の額を決定する。

(1) 相手方 ●●●●

(2) 損害賠償額 409万3,200円

3 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

(1) 変更理由及び内容

保険料の負担軽減対策として区市町村が東京都後期高齢者医療広域連合に対して行っている経費の負担措置が平成25年度をもって終了するため、平成26年度及び平成27年度についても引き続き同様の措置を講ずることに伴い、同広域連合規約の変更に係る協議を行う。

(2) 施行期日等

本年4月1日

墨田区水と緑のまちづくり基金条例概要

1 内容

設置

倉持福子氏から遺贈された財産を水と緑を生かしたまちづくりに関する事業に係る資金に充てるため、墨田区水と緑のまちづくり基金を設置する。

積立て

基金として積み立てる額は、次に掲げる額を合計した額とする。

ア 倉持福子氏から遺贈された現金の額

イ 倉持福子氏から遺贈された不動産等の運用から生ずる収益金及び当該不動産等の売却代金の額

管理

ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

繰替運用

区長は、財政上必要があるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

処分

基金は、次の事業等の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

ア 水と緑のまちづくりに関する事業

イ 倉持福子氏から遺贈された不動産等の売却、維持管理等

委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

2 施行期日等

公布の日

墨田区北斎基金条例概要

1 内容

設置

すみだ北斎美術館の施設の整備及び運営に必要な資金に充てるため、墨田区北斎基金を設置する。

積立て

基金として積み立てる額は、次に掲げる額を合計した額とする。

ア 基金の目的のための寄付金の額

イ 一般会計歳入歳出予算で定める額

管理

ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

繰替運用

区長は、財政上必要があるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

処分

基金は、基金の目的のため財源を充てる場合に限り、これを処分することができる。

委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

2 施行期日等

公布の日

平成25年度 墨田区一般会計補正予算(第5号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
102,394,998	92,079	102,487,077

◇ 歳 出	92,079 千円	
1 総務費		92,079千円
(1) 選挙費		92,079千円
・ 東京都知事選挙執行費		92,079千円
◇ 歳 入	92,079 千円	
1 都支出金		92,079千円
(1) 都委託金		92,079千円
・ 東京都知事選挙執行費		92,079千円

平成25年度 墨田区一般会計補正予算(第6号) 概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
102,487,077	△ 796,700	101,690,377

◇ 歳 出 △ 796,700 千円

(追加)

2,343,739千円

- ・ 職員退職手当 556,000千円
- ・ 財政調整基金積立金 610,000千円
- ・ 減債基金積立金 17,300千円
- ・ 公共施設整備基金積立金 500,000千円
- ・ (仮称)北斎基金積立金 330,443千円
- ・ (仮称)水と緑のまちづくり基金積立金 174,710千円
- ・ 協治(ガバナンス)によるまちづくり推進基金積立金 1,500千円
- ・ 心身障害者福祉基金積立金 3,028千円
- ・ 北斎美術館資料取得費 25,158千円
- ・ 臨時福祉給付金給付事業費 92,600千円
- ・ 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費 29,000千円
- ・ 区内循環バス運行等経費(障害者乗車分運賃補助) 4,000千円

(減額)

△3,140,439千円

- ・ 職員給与費 △244,161千円
- ・ 給与改定差額 △19,677千円
- ・ 所要見込額調整分 △224,484千円
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業費 △371,100千円
- ・ 私立幼稚園園児保護者負担軽減補助事業費 △38,000千円
- ・ 後期高齢者医療特別会計繰出金 △52,000千円
- ・ 地域密着型サービス整備事業費 △86,523千円
- ・ 大都市・小規模ケアハウス整備助成費 △60,000千円
- ・ 私立保育所整備事業費 △127,548千円
- ・ 障害児通所支援事業費 △115,000千円
- ・ 文花子育てひろば整備事業費 △41,500千円
- ・ 予防接種費 △106,712千円
- ・ 商工業融資事業費 △107,654千円
- ・ すみだ中小企業センター大規模改修事業費 △48,400千円
- ・ 京成押上線立体化推進事業費 △132,165千円
- ・ 統合新校設立準備経費 △52,297千円
- ・ 公債元金利子償還金・発行割引料等 △60,700千円
- ・ その他 △1,496,679千円

◇ 歳 入 △ 796,700 千円

- ・ 地方譲与税 2,001千円
- ・ 利子割交付金 8,000千円
- ・ 配当割交付金 4,000千円
- ・ 地方消費税交付金 △5,000千円
- ・ 自動車取得税交付金 37,000千円
- ・ 地方特例交付金 5,850千円
- ・ 交通安全対策特別交付金 △3,000千円
- ・ 分担金及び負担金 △102千円
- ・ 使用料及び手数料 △17,092千円
- ・ 国庫支出金 18,875千円
- ・ 都支出金 △969,924千円
- ・ 財産収入 387,739千円
- ・ 寄付金 174,718千円
- ・ 諸収入 113,235千円
- ・ 繰入金 △133,000千円
- ・ 特別区債 △420,000千円

II 繰越明許費補正
(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
民生費	社会福祉費	臨時福祉給付金給付事業	92,600
	児童福祉費	民間提案型保育室整備事業	30,320
		子育て世帯臨時特例給付金給付事業	29,000
土木費	道路橋梁費	曳舟たから通り整備事業	162,500
	都市計画費	京成曳舟駅前東地区市街地再開発事業	266,740

III 特別区債補正
(変更)

(単位:千円)

起債の目的	変更前	変更後
	限度額	限度額
区民施設建設事業	346,000	336,000
社会福祉施設整備事業	376,000	297,000
道路整備事業	820,000	799,000
防災船着場整備事業	17,000	0
防災拠点整備事業	54,000	0
公園整備事業	73,000	35,000
鉄道立体化事業	477,000	329,000
市街地整備事業	117,000	111,000
学校施設建設等事業	154,000	107,000

平成25年度 墨田区国民健康保険特別会計補正予算(第3号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円 30,251,585	千円 △ 4,600	千円 30,246,985

◇ 歳 出	△ 4,600 千円	
1 総務費		△2,500千円
(1) 総務管理費		△2,500千円
・職員給与費追加		2,500千円
・事務費減額		△5,000千円
2 保険給付費		△2,100千円
(1) 葬祭費		△2,100千円
・葬祭費支給費減額		△2,100千円
◇ 歳 入	△ 4,600 千円	
1 繰入金		△4,600千円
(1) 一般会計繰入金		△4,600千円
・職員給与費等繰入金減額		△2,500千円
・その他一般会計繰入金減額		△2,100千円

平成25年度 墨田区介護保険特別会計補正予算(第3号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
17,986,767	△ 19,100	17,967,667

◇ 歳 出	△ 19,100 千円	
1 総務費		△19,100千円
(1) 総務管理費		△19,100千円
・職員給与費減額		△5,000千円
・介護認定審査費及び事務費等減額		△14,100千円
 ◇ 歳 入	 △ 19,100 千円	
1 繰入金		△19,100千円
(1) その他一般会計繰入金減額		△19,100千円

平成25年度 墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円 4,895,220	千円 △ 52,000	千円 4,843,220

◇ 歳 出	△ 52,000 千円	
1 総務費		△2,000千円
(1) 総務管理費		△2,000千円
・職員給与費追加		5,000千円
・事務費減額		△7,000千円
2 広域連合納付金		△50,000千円
(1) 広域連合納付金		△50,000千円
・療養給付費負担金減額		△50,000千円
◇ 歳 入	△ 52,000 千円	
1 繰入金		△52,000千円
(1) 一般会計繰入金		△52,000千円
・療養給付費繰入金減額		△50,000千円
・職員給与費等繰入金減額		△2,000千円